

社会保険労務士事務所

## ソーシャルブライトマネジメント

154.0001 東京都世田谷区池尻3-28-5 COLUMN82-3F

tel 03.3413.8822 fax 03.3413.8833 http://www.s-b-m.jp/

# SBM NEWS

人事労務管理に関するお便り

平成 29 年 2 月号

### 厚労省から発表された

#### 『「過労死等ゼロ」緊急対策』の内容

##### ◆労働時間管理、メンタル対策がより重要に！

昨年 12 月下旬、厚生労働省から『「過労死等ゼロ」緊急対策』が発表されました。大手広告会社の一連の過労死事案等を受け、以下のように取組みが強化されることになりました。大きく分けると「平成 29 年から実施されるもの」と「平成 29 年度から実施されるもの」があり、これまで以上に労働時間管理やメンタルヘルス対策、パワハラ等についての対策が重要となりますので、注意が必要です。

##### ◆違法な長時間労働を許さない取組の強化

(1) 新ガイドラインによる労働時間の適正把握の徹底【平成 29 年より実施】

企業向けに新たなガイドラインを定め、労働時間の適正把握が徹底されます。

(2) 長時間労働等に係る企業本社に対する指導【平成 29 年より実施】

違法な長時間労働等を複数の事業場で行うなどの企業に対して、全社的な是正指導が行われます。

(3) 是正指導段階での企業名公表制度の強化【平成 29 年より実施】

過労死等事案も要件に含めるとともに、一定要件を満たす事業場が 2 事業場生じた場合も公表の対象とするなど対象が拡大されます。

(4) 三六協定未締結事業場に対する監督指導の徹底【平成 28 年度第 4 四半期に実施】

##### ◆メンタルヘルス・パワハラ防止対策のための

取組の強化【平成 29 年度より実施】

(1) メンタルヘルス対策に係る企業本社に対する特別指導  
複数の精神障害の労災認定があった場合には、企業本社に対してパワハラ対策も含め個別指導が行われます。

(2) パワハラ防止に向けた周知啓発の徹底  
メンタルヘルス対策に係る企業や事業場への個別指導等の際

に、「パワハラ対策導入マニュアル」等を活用し、パワハラ対策の必要性、予防・解決のために必要な取組等も含め指導が行われます。

(3) ハイリスクな方を見逃さない取組の徹底

長時間労働者に関する情報等の産業医への提供が義務付けられます。問題のある事業場については、都道府県労働局長が医師による緊急の面接等の実施を指示できる制度が整備されます。

##### ◆社会全体で過労死等ゼロを目指す取組の強化

(1) 事業主団体に対する労働時間の適正把握等について緊急要請【速やかに実施】

(2) 労働者に対する相談窓口の充実【平成 29 年度より実施】

(3) 労働基準法等の法令違反で公表した事案のホームページへの掲載【平成 29 年より実施】

### 社会保険・源泉徴収手続見直しを検討

#### ～企業の負担軽減へ

##### ◆年金、健康保険、雇用保険の申請手続の一元化を検討

政府は、今春までに行政コスト削減の重点分野を決め、年末までに具体的な計画や工程表を策定する方針を示しました。重点分野の柱とされるのが社会保険に関する手続で、2 割のコスト削減を目標に、ハローワークや年金事務所に別々に申請する手間をなくしたり、許認可に関する申請様式の自治体ごとのばらつきをなくしたりするなど、手続の簡素化に乗り出します。

マイナンバーや住民基本台帳ネットワーク、法人番号の連携により、重複する書類申請の簡素化を検討することが挙げられています。

◆企業の約半数が行政手続に負担感

昨年 11 月に政府の規制改革推進会議で日本商工会議所が報告した調査結果によれば、中小企業の半数近くが行政手続を負担に感じると回答しています。

上位を占めた分野は、「社会保険・労務」48.6%、「補助金・助成金」48.2%、「税務申告」45.0%の順でした。

◆負担感を感じる行政手続は企業規模により違いも

また、経団連、経済同友会、日本商工会議所の経済三団体による一斉調査も行われ、昨年 12 月に結果が公表されました。具体的には、経団連では「調査・統計への協力」の 47.8%が最多で、「社会保険」と「従業員の納税に関わる事務」が同率の 46.7%でした。

経済同友会では「社会保険」52%、「納税」50.3%、日本商工会議所では「営業の許認可」46.4%、「補助金の交付申請」41.5%の順となっています。

◆住民税の特別徴収手続の見直しも検討

上記の調査結果から、企業が源泉徴収事務にも負担を感じていることが読み取れますが、政府は、住民税課税決定通知書の電子データ化促進を課題として挙げています。

個人住民税の特別徴収のため、企業には毎年 5 月に全国の市区町村から住民税課税決定通知書が送られてきますが、これを法改正により電子データでの送付を義務化することなどが検討される見通しです。

いずれも、見直しにより手続実務が大きく変わる可能性がありますので、社内業務の合理化のためにも今後の動向に注目する必要があります。

## 今月の税務と労務の手続

1 日

- 贈与税の申告受付開始<3月15日まで> [税務署]

10 日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出 <前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出 <前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]

16 日

- 所得税の確定申告受付開始<3月15日まで> [税務署]  
※なお、還付申告については 2 月 15 日以前でも受付可能。

28 日

- じん肺健康管理実施状況報告の提出 [労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況報告 (雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]